

令和6年第3回定例会議案説明資料

- 1 議案第79号 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の
一部改正について…………… P2

【議案第79号】

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

議案書 P1

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の条例で定める事務で利用する特定個人情報に「医療保険給付関係情報」を追加することにより、同事務の処理にあたって必要な情報を利用出来るようにするほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものである。

2 経緯・改正理由等

(1) 経緯

本市が行う医療費の助成に関する事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日に健康保険証が廃止されることとなったため、健康保険証の被保険者の情報を確認する（以下「資格確認」という）方法を見直す必要性が生じた。

(2) 改正理由

上記の医療費助成を申請する際の資格確認について、健康保険証廃止後は、資格確認書等の添付による確認に加え、法第9条第2項による「庁内連携」又は、法第19条第9号による「情報連携」により職員が確認を行うことも可能とするため、利用する特定個人情報に「医療保険給付関係情報」を追加するほか、法に基づく命令の施行等に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

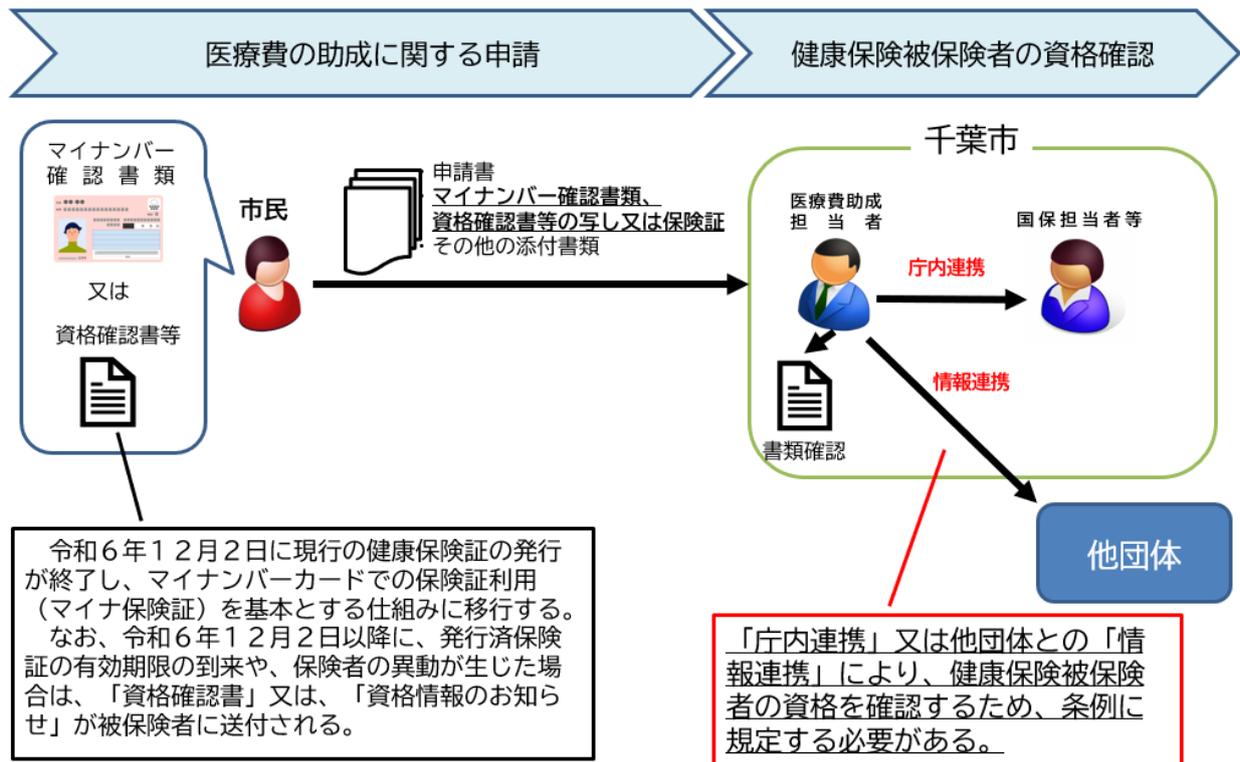
(3) 対象事務

- ア 子どもの医療費の助成に関する事務
- イ 心身障害者の医療費の助成に関する事務
- ウ ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
- エ 精神障害者の入院医療費の助成に関する事務
- オ ぜんそく等の小児指定疾病の医療費の助成に関する事務

3 施行期日

公布の日

<参考>健康保険証の廃止後の被保険者資格確認方法



新旧対照表（千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例）

改正前	改正後														
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法 において使用 する用語の例による。</p> <p>第3条・第4条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、<u>法及び法に基づく命令</u>において使用する用語の例による。</p> <p>第3条・第4条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p>														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機関</th> <th style="width:35%;">事務</th> <th style="width:50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align:center; vertical-align:top;">1 市長</td> <td rowspan="2" style="vertical-align:top;">生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td style="text-align:center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;"> 戦傷病者 戦没者遺族等援護 関係情報 であって規則で定めるもの （略） </td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	（略）	戦傷病者 戦没者遺族等援護 関係情報 であって規則で定めるもの （略）	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機関</th> <th style="width:35%;">事務</th> <th style="width:50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align:center; vertical-align:top;">1 市長</td> <td rowspan="2" style="vertical-align:top;">生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td style="text-align:center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;"> 戦傷病者 戦没者遺族等援護 法（昭和27年法律第127号）による援護に関する情報 であって規則で定めるもの （略） </td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	（略）	戦傷病者 戦没者遺族等援護 法（昭和27年法律第127号）による援護に関する情報 であって規則で定めるもの （略）
機関	事務	特定個人情報													
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	（略）													
		戦傷病者 戦没者遺族等援護 関係情報 であって規則で定めるもの （略）													
機関	事務	特定個人情報													
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	（略）													
		戦傷病者 戦没者遺族等援護 法（昭和27年法律第127号）による援護に関する情報 であって規則で定めるもの （略）													

2 市長	子どもの医療費の助成に関する条例（昭和45年千葉市条例第36号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	新設	2 市長	子どもの医療費の助成に関する条例（昭和45年千葉市条例第36号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
3 市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年千葉市条例第29号）による心	新設	3 市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年千葉市条例第29号）による心	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)		身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
4 市長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年千葉県条例第12号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	新設	4 市長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年千葉県条例第12号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
5・6 (略)	(略)	(略)	5・6 (略)	(略)	(略)
7 市長	精神障害者の入院医療費の助成に関	新設	7 市長	精神障害者の入院医療費の助成に関	医療保険給付関係情報であって規則

	する事務 であって 規則で定 めるもの			する事務 であって 規則で定 めるもの	<u>で定める もの</u>
		(略)			(略)
8～13(略)	(略)	(略)		8～13(略)	(略)
14 市長	ぜんそく 等の小児 指定疾病 の医療費 の助成に 関する事 務であつ て規則で 定めるも の	<u>新設</u>		14 市長	<u>医療保険 給付関係 情報であ って規則 で定める もの</u>
		(略)			(略)
15～19(略)	(略)	(略)		15～19(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。